

耕作放棄地の再生・利用を支援します



次に土づくりをしよう

大山町農業再生協議会（事務局・大山町農林水産課内）では農振農用地区域内の耕作放棄地を再生利用する農業者などの取組を支援します。

〈対象農地〉

農振農用地区域内の耕作放棄地（保全管理が行われていなかった、または保全管理の水準が低かった農地）

〈対象者〉

対象農地を使用貸借権の設定・移転、所有権の移転、農作業受託などにより、再生年度から、原則、使用貸借（無料）で5年以上耕作する農業者または農業者などが組織する団体など（土地所有者は支援の対象となりません。）

〈支援内容〉

●再生作業（障害物除去・深耕・整地など）への支援

▼事業費

果樹園あと地は40万円／10a、それ以外は30万円／10aを上限とします。

作付けを始めよう

●土壌改良（肥料・有機資材の投入、緑肥作物の栽培など）への支援
▼一律2.5万円／10a（何をどれだけ入れたのかの報告が必要です。）

●営農定着（営農資機材などの調達、導入作物の絞り込み・適正確認など）への支援（種苗等の購入実績が必要です。）

▼一律2.5万円／10a

※ただし、主食用米、麦、大豆、そば、菜種等、及び水田活用の所得補償の交付金対象地を除く。

◆問い合わせ・申込み先

大山町農業再生協議会事務局（農林水産課内） ☎0858・58・6116

毎月15日を申し込みの区切りとし、11月15日を申し込みの期限とします。

ただし、予算額以上の事業費となった時点で受付を打ち切りとさせていただきます。

また、本年中に事業完了できるものを対象とします。

住宅用太陽光発電システム及び薪ストーブ等設置費を補助します！

住宅用太陽光発電システム及び薪ストーブ等を設置される方に対して補助金を交付します。

◆補助金申請の受付期間

平成26年4月14日～12月26日

※ただし、予算の範囲内での受付とします。

◆補助金を受けられる人

自ら居住する（これから居住する）住宅に、太陽光発電システム及び薪ストーブ等を設置する方。

町税等の滞納（世帯全員を含みます）のない方。

◆補助金を受けられる設備

【共通事項】

①補助金の交付を受けようとする方が発注する事業者が鳥取県内の業者であること。

②設置工事を行う事業者が鳥取県内の業者であること。

③未使用品であること。

【住宅用太陽光発電システム】

最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が10kW未満の太陽光発電であって、次の要件も満たすもの。

①パンフレット、仕様書等で日本工業規格、IEC等の国際規格に適合

していることが確認できるもの。

【薪ストーブ等】

①町内に存する自らが所有する建物への設置であるもの。

②薪、ペレットなどの木質燃料を利用し、発生した熱を利用するもの（他の熱源と一体となったものも含む）。

③薪ストーブにあつては、効率的な二次燃焼システムにより排煙を減少させる構造であるもの。

◆補助金額

【住宅用太陽光発電システム】

太陽光発電システムを構成する太陽電池の最大出力1kWあたり3万円。（上限12万円）

【経過措置】

25年度国の交付決定分については、25年度の補助金額を適応します。

【薪ストーブ等】

設置経費からその他収入を控除した額の3分の1。（上限18万円）

◆その他

申請書等をホームページに掲載しています。 <http://www.daisen.jp>

◆申請窓口・問い合わせ先

企画情報課

☎0859・54・5202